

・所得控除に必要な書類  
(医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料などの領収書または証明書、障害のわかる各種手帳または認定書など)  
・マイナンバーに係る本人確認書類(左記を参照)

※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。  
※還付申告をする方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをお持ちください。

**申告書にはマイナンバーの記載が必要です**

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

**《本人確認書類の例》**

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
- ※「番号確認書類」と「身元確認書類」を兼ねています。
- ② 通知カードなど「番号確認書類」+「運転免許証や

公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】  
※郵送で申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。  
※ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

**申告をしなかったら**

税の申告は、国民健康保険税や介護保険料の算定資料や福祉・医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。  
申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請・手続に必要な所得証明書等が発行できなくなりま

**事業等による所得のある方の申告相談は**

平成26年1月以降、事業所得・農業所得・不動産所得等を生ずべき業務を行っている全ての方(事業規模の大小にかかわらず)に、記帳と帳簿等の保存が義務付けられました。  
日ごろから記帳し続ける

ことで、確定申告書の作成も容易になります。収支内訳書の作成の相談を希望する方は、帳簿等と前年の申告書控えもご持参ください。

**消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は4月1日(月)まで**

平成30年分の「課税事業者」は、次の方々です。

- ・平成28年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成28年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成29年12月未までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ・前項に該当しない場合で、平成29年1月1日から平成29年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

**問 東金税務署**

0475(52)3121  
税務課課税班  
(84)1212

**東金青色申告会から決算・確定申告相談会のご案内**

東金青色申告会では、記帳・決算・申告までを丁寧に指導・支援しています。減価償却の計算でお困りの方も、ぜひご相談ください。

**青色申告とは**

一定の帳簿を備えて毎日の取引を正しく記帳し、その記帳に基づいて所得と税額をご自身で計算・申告し、納税する制度です。節税効果の大きな特典が認められており、納税者にとって有利な制度です。

**◎決算・確定申告相談会 ～青色申告者は、ぜひ青色会館へ～**

青色申告者を対象に、所得税確定申告書の相談・預かりを受け付けます。

**と き** 2月15日(金)～3月15日(金) 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時  
※2月17日(日)、24日(日)、3月3日(日)、9日(土)、10日(日)を除く

**ところ** 東金青色会館(東金市南上宿2-8-16)

**対象** 全ての個人事業者(営業・農業・不動産等)

**その他** 3月18日(月)から4月1日(月)まで、土・日曜日と祝日を除く毎日、消費税の申告相談も受け付けていますのでご利用ください。

**問** 一般社団法人東金青色申告会 ☎0475-52-1284

